# 1 介護保険居宅サービス事業者等の指定申請の申請期間等について

### (1)受付期間

申請受付期間は、下表のとおりです(土・日・祝日及び12/29~1/3を除く)。

### 令和7年度

事業開始日 (指定日)	提出締切日	受付期間	補正等締切日	受付予約締切日
4月1日	受付日 (予約日)の 1週間前	2月21日 ~ 2月28日	3月10日	2月10日
5月1日		3月24日 ~ 3月31日	4月10日	3月10日
6月1日		4月22日 ~ 4月28日	5月 9日	4月10日
7月1日		5月22日 ~ 5月30日	6月10日	5月 9日
8月1日		6月23日 ~ 6月30日	7月10日	6月10日
9月1日		7月22日~ 7月31日	8月 8日	7月10日
10月1日		8月22日 ~ 8月29日	9月10日	8月 8日
11月1日		9月22日 ~ 9月30日	10月10日	9月10日
12月1日		10月22日~10月31日	11月10日	10月10日
令和8年 1月1日		11月21日 ~11月28日	12月10日	11月10日
2月1日		12月22日 ~12月26日	令和8年 1月 9日	12月10日
3月1日		令和8年 1月22日 ~ 1月30日	2月10日	1月 9日

- ※指定申請については、<u>予約制としております。事業開始日(指定日)の3カ月前</u>から 予約受付いたします。<u>予約されていない場合は、申請の受付はできません。</u>
- ※予約が込み合った場合ご希望の日時が取れないことがありますので、あらかじめ余裕を もって予約をお願いします。
- ※予約後、受付日の1週間前までに申請書類一式を提出してください。
- ※期日までに申請書類の提出がない場合、予約は取り消しとなります。

### (2)申請

指定を受けるにあたっては、上記提出締切日までに申請書類一式を提出することが必要です。その後、予約された受付期間内の受付日に来庁してください。

書類の記載内容に不備があり、補正等締切日までに、その補正が完了しないものは、申請がなされないものとみなします。

- ※通所介護、地域密着型通所介護、通所型介護予防サービス、通所型短時間サービス、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護については、施設の新築・改修の前に<u>事前協議が終了していることが必要</u>です。【次のページを参照】
- ※事業所名称の付け方について、介護保険法や運営基準等において特に定めはありませんが、名称が同一あるいは類似していると、利用者等からの誤認や事業所間のトラブルにつながるおそれがあるため避けてください。

<u>なお、申請時に類似名称であると判断される場合は、変更をお願いすることがあり</u> ます。

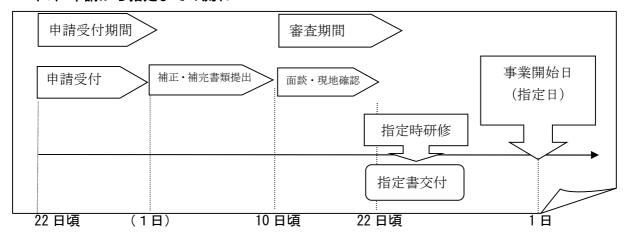
事業所名称を設定する際は、市内に同一あるいは類似した名称の事業所がないか、 事前に事業所一覧\*等でご確認ください。

\*東大阪市HP(居宅サービス等事業所一覧) https://www.city.higashiosaka.lg.jp/000008226.html

# (3) 指定事業者の決定

審査の結果、要件を満たすものについて指定事業者として決定します。

# (4)申請から指定までの流れ



〇申請予約等お問合せ先・申請書類送付先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 福祉部 指導監査室 介護事業者課(指定担当)

電話:06(4309)3318

# 2 事前協議が必要な居宅サービス事業者等の受付期間等について

# (1) 事前協議が必要なサービス

通所介護、地域密着型通所介護、通所型介護予防サービス、通所型短時間サービス、短 期入所生活介護※、介護予防短期入所生活介護※

- ※事業譲渡による運営法人の変更も事前協議が必要です。
- ※短期入所等のうち、特別養護老人ホーム併設型は別途の協議となります。

### (2)受付期間

事前協議の受付は、随時行っております(土・日・祝日及び 12/29~1/3 を除く)。必ず 工事着工前に、事前協議のご予約をお取りいただき、事前協議を済ませていただきますよ うよろしくお願いします。

## (3) 事前協議から指定までの流れ

①事前協議予約

 $\downarrow$ 

②事前協議

→※事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

③施設建築·改修

↓※指定申請までに終了する必要があります。

### ④介護保険法による指定申請(原則、事業開始前々月22日~前々月月末の期間)

→※建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備 品等の配置がされている必要があります。

⑤現地調査 (原則、事業開始前月 11 日~20 日の期間)

⑥研修・指定書交付(22日頃)

⑦事業開始(1日)

※地域密着型通所介護は、指定日以降で直近の、本市が設置する地域密着型サービス運営委員会(年2回開催)において、その指定について協議を行うこととなります。協議の内容によっては、事業者に対し、運営等について指摘を行う、もしくは改善を求める場合があります。